

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 交通安全対策の充実
-----	-------------

施策主管課	生活安心課	総合計画記載頁	97ページ
-------	-------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	6 日常生活の安心感を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	----------------	---------------------	---

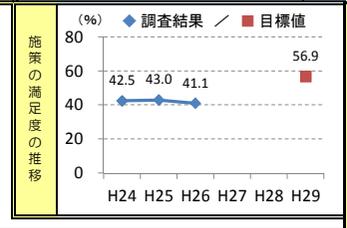
2 施策の取組状況

施策目標	市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています。
------	---------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	交通事故発生件数 ※暦年統計	単年度 目標値	2,325	2,150	1,975	1,800	1,800			1,800	A	指標3	施策の満足度(%)		調査結果	42.5%	43.0%		41.1%	
	現状値	2,535件	実績値	2,576	2,363	1,966				目標値 (H29)	56.9%			前年度からの 増減		0.5%	-1.9%				
	目標値 (H29)	1,800件 以下	単年度の 達成度	90.26%	90.99%	100.46%				③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B		
指標2	交通事故死者数 ※暦年統計	単年度 目標値	17	16	15	14	14	14	B	【参考】 中核市等との水準比較	交通事故発生件数/市民10万人 ※上位が少ない		中核市平均	602.17	582.28	530.70					
	現状値	18人	実績値	18	13	17						実績値	500	458	379						
	目標値 (H29)	14人 以下	単年度の 達成度	94.44%	123.08%	88.24%						中核市での本 市の順位	12位/41市中	12位/41市中	10位/43市中						
		単年度 目標値									中核市平均										
		実績値									実績値										
		目標値 (H29)									中核市での本 市の順位										

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※ 評価の考え方	① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]		概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	・全国における平成26年中の交通事故による死者数は4,113人で14年連続の減少となり、交通事故発生件数及び負傷者数も10年連続で減少した。しかしながら、交通事故死者数全体に占める65歳以上の高齢者の割合が53%と高い水準で推移している。 ・道路交通法の改正で平成25年12月には路側帯の自転車左側通行の法制化、平成27年6月には危険行為を繰り返した自転車利用者に対する「自転車運転者講習」の受講義務化がされるなど、自転車の運転に対する規制が強化される。	市民満足度	・多くの施策を実施し取り組んでいるものの、交通ルールを守らないドライバーやマナーが悪い運転者が散見される状況などから、満足度は横ばいで推移している。	総合評価	79点
施策指標	・本市の交通事故発生件数は、地域や関係団体、警察等と連携した交通安全教室や道路交通環境の整備などの交通安全対策の実施により減少している。また、平成26年の交通事故死者数も、平成25年より4人増加し17人となったものの、昭和45年をピークに減少傾向にある。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	交通安全教育	○★	交通安全教育の推進	市民	・子どもから高齢者まで世代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	5,487	S49		高齢者や若年ドライバーの交通事故発生割合が高いことから、該当世代の交通安全教育の充実を図る。また、自転車の交通ルール遵守とマナー向上が図られるよう、地域・学校・警察等と連携した街頭指導などの取組を拡充するとともに、平成27年6月より施行される違反を繰り返す自転車運転者に安全講習が義務化といった改正点も含めた自転車の安全利用について、教室やイベントを通して周知していく。
2	交通安全運動の推進		・地域と連携した交通安全運動の推進	市民	年4回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画どおり	679	S45	独自性	交通事故を防止するためには、地域と連携し、市民の交通安全意識の高揚を持続させる必要があり、交通安全運動等を継続的に展開することが重要である。運動期間中の各事業は地域や警察、学校等との調整を図り工夫に努め展開していく。また、飲酒運転根絶のために市で取り組んでいるGRIPボンについては、交通安全教室の機会を活用して普及啓発するなど、配布先、時期なども工夫し飲酒運転根絶に向けて取組を継続する。
3	交通指導員制度		・地域と連携した交通安全運動の推進	市民(主に児童)	通学路における交通安全の保持	計画どおり	1,636	S45		交通指導員の声喧活動により、毎日の登校時間帯における児童の交通安全が確保されている。今後も引き続き、保護者や地域ボランティア、関係機関等と連携しながら安全確保に努めるとともに、交通指導員の適正配置に取り組んでいく。
4	交通安全推進協議会連合会補助金		・地域と連携した交通安全運動の推進 ・交通安全施設の整備	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画どおり	1,756	S57		交通事故を防止するには、地域毎の交通安全対策の取組みが重要であり、各地区の活動をさら充実させることが必要であるため、交通安全推進協議会連合会を通して、各地区での交通安全教室や情報提供など支援を引き続き行っていく。
5	交通安全母の会補助金		・地域と連携した交通安全運動の推進	交通安全母の会連合会	補助金の交付	計画どおり	276	S46		地域での交通安全活動や新入学児童への交通安全パンフレット配布など、交通安全啓発活動を計画通りに実施することができた。ただし、連合会への加入地区数が減少していることから、市域全体としての活動が困難なことや、別に類似目的の団体があることから、補助事業としては平成28年度を目標に廃止の検討を進める。
6	交通指導員連絡協議会補助金		・地域と連携した交通安全運動の推進	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画どおり	440	S45		研修会などを実施し、交通指導員の資質の向上に努める。参加者が固定化する傾向もあるため、研修会の開催時期や内容について、会員からの意向を反映させるなど、参加しやすい環境を作りながら、団体活動の充実を図る。
7	交通事故多発地点の安全性向上事業		・交通安全施設の整備	市民、道路利用者	交通事故多発地点等に対し、事故原因などを分析した上で、現場を点検し、交通安全対策を実施	計画どおり	469	H23		交通事故多発地点の安全性向上事業については、平成26年度までに19箇所全ての対策が完了した。今後は、対策後の交通事故発生状況を調査分析しながら、必要に応じて再度対策を検討していく。また、今後の事業実施については、これまでの事業実施上の課題などを踏まえ、新たな手法も含め、効果的な事業手法を検討していく。
8	路上喫煙対策事業		・路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進	市民、本市の来訪者	・フラッグの掲出 ・路面表示の修繕 ・過料処分者数の前年度比10%減の達成	計画どおり	7,803	H20		来訪者に対する効果的な周知啓発を実施する必要があるため、中心市街地で開催されるイベントの多い時期に併せて啓発フラッグの掲出を実施する。また、違反行為(禁止区域内での喫煙)が多い場所などを基に、条例指導員による効果的な巡回指導及び周知啓発を実施していく。
9	交通安全施設整備事業		・交通安全施設整備の推進 ・交通安全施設の整備	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	62,100	S45		交通安全施設については、これまで、交差点や事故多発箇所における安全対策として、積極的に整備を行っており、それら施設が、更新時期を迎えていることから、施設管理台帳及び現地調査により、施設の損傷度合いなどを確認し、計画的かつ効率的な維持修繕を実施していく。
10	自転車のまちづくりの推進	○★	・自転車走行空間の整備	自転車ネットワーク上の優先整備路線	安全で快適な自転車走行空間の整備	計画どおり	325,580	H17		自転車走行空間整備については、「自転車のまち推進計画(H23～H27)」において計画的に整備を行い、概ね完了したところであり、自転車利用の安全性の向上につながる取組として効果的であることから、今年度策定する「自転車のまち推進計画後期計画(H28～H32)」においては、本市が目指すネットワーク型コンパクトシティなどの観点に加え、新たな整備路線を選定するとともに、国のガイドラインを遵守した安全性の高い整備手法による整備を推進する。
11	自転車放置防止対策事業		・放置自転車防止対策の推進	市民(自転車利用者)	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	19,919	S63		放置防止指導業務やヒアリング等の直接指導により、自転車の放置禁止の周知を図るとともに駐輪場の利用促進を図る。 禁止区域においては、「早朝撤去」と「二段回撤去」に加え、昨年度試験的に実施した「即日撤去・返還」を継続し、効果を検証するとともに課題を抽出し、中央1丁目駐輪場を保管所として活用を図る。 さらに、禁止区域の拡大や附置義務の見直しの研究も併せて実施することで、適切な道路通行空間を確保する。

12	違法駐車防止対策事業			市民(自動車利用者)	市内中心部の違法駐車実態調査	計画どおり	336	H6		<p>道路交通法改正、違法駐車防止啓発業務の効果や民間事業者によるコインパーキングが中心市街地各所に多数設置されたことなどから、違法駐車は減少し、平成6年度に700台程度であったが、平成23年度以降20台程度で推移している。</p> <p>今後は、対策の主体となる警察など関係機関と連携した道路通行空間の確保に努めていくこととし、本事業を廃止・終了する。</p>
13	道路バリアフリー推進事業		公共的施設のバリアフリー交通安全施設の整備 道路バリアフリー化の推進	市民、道路利用者	点字ブロックの整備 交差点の段差解消	計画どおり	—	H13		<p>点字ブロックについては、中心市街地や郊外部の公共施設、福祉施設などの沿線を中心に整備を進め、その整備が概ね完了したことから、整備箇所の実況調査を実施した。今後は、調査結果に基づき、計画的な維持修繕を実施していく。</p> <p>交差点部の段差解消については、福祉団体等へのヒアリングや既存歩道の調査結果に基づき、修繕計画を策定し、計画的に整備を推進していく。</p>

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>・高齢者の交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、事故全体に占める高齢者の割合は増加傾向にあるため、高齢者に対しては加害者、被害者の双方の立場からの対策を実施していく必要がある。</p> <p>・人口当たりの交通事故発生件数は、20歳代の事故が他の年代と比べ多い傾向にあるため、特に若年ドライバーの交通事故防止に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・自転車の交通事故発生件数は減少傾向にあるが、交通事故全体に占める自転車事故の割合は21.4%と県の16%と比べ高い傾向にあるため、今年6月に施行される改正道路交通法に併せて、自転車の交通ルールの周知を徹底する必要がある。</p> <p>・近年、自転車利用者が加害者になる事故により多額の損害賠償を請求されるケースがあるため、自転車任意保険の加入促進について取り組む必要がある。</p> <p>・交通事故の防止には、地域や各種交通安全関係団体などの自主的かつ主体的な交通安全活動が効果的かつ重要であるため、自転車の安全利用に関する街頭指導など地域と連携した取組を充実していく必要がある。</p> <p>・自転車走行空間の整備においては、交差点部における事故の発生が多いことから、安全性の高い走行空間の整備を推進していく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全教育や広報活動を実施していくとともに、歩道やガードレールなどの交通安全施設、自転車走行空間などの道路環境の整備を併せて推進していくことにより、交通安全計画の重点施策である高齢者対策や自転車安全利用対策などの強化を図っていく。 <p>〈主要事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆交通安全教育 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や若年ドライバーへの交通安全対策として、「ドライブレコーダーを活用した教室」や「スクエアストレイト方式交通安全教室」などの交通安全教室を開催する。 ・自転車の安全利用対策として学校や地域で自転車のルールの理解を深めるため「高齢者自転車免許教室」などの開催や地域や警察等関係機関と連携強化を図りながら自転車の交通量の多い場所での街頭指導などに取り組んでいく。また、転倒の際の被害軽減のための自転車用ヘルメットの着用促進や自転車任意保険加入促進などについても機会を捉えて、周知啓発を強化していく。 ◆自転車のまちづくりの推進(自転車道整備事業) <ul style="list-style-type: none"> ・今年度策定する「自転車のまち推進計画後期計画(H28～H32)」においては、本市が目指すネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンを踏まえ、自転車ネットワーク路線を見直すとともに、国のガイドラインを遵守しながら交差点における自転車の通行方法の明示など安全性の高い整備を推進する。 <p>〈その他個別事業〉</p>